財務諸表の概要

1. 貸借対照表とは

地方公共団体の毎年度決算は、1年間にどのような収入があり、何にいくら支出したかなど、現金の動きを表すのに適していますが、土地や建物、現金などの資産をどれくらい所有し、また資産を得るためにどの程度の負債を抱えているのかは把握しにくいものとなっています。

地方公共団体の貸借対照表は、これらの資産や負債など財政状況を表にまとめたものであり、財務諸表の中心になるものです。

貸借対照表の左側は当該作成年度末現在において所有している土地や建物から、株や 現金・預金のようなものまでを表します。これらをまとめて資産といい、住民の財産と して将来世代に残る財産や権利等の金額が計上されます。

対する右側は資産を手に入れるために使ったお金の出所であり、地方債などの将来の住民負担額を表す負債と、既に支払われて返済する必要のない国や県からの補助金や一般財源などがあります。

純資産の部には現代以前世代の住民負担額が計上されます。

つまり、資産の部は、「資金の使途」を、負債、純資産の部には「資金調達方法」を示したものになります。

貸借対照表の構造

借方	貸方
【資産】	【負債】
土地、建物など 財産・資産	地方債など将来世代の負担分
	【 純資産 】
	これまでの世代が負担した資産
資金の使途	資金の調達方法

I. 【資産の部】

資産科目は、公共資産、投資等及び流動資産に分類されています。

供

方

[資産の部]

- 1 公共資産
 - (1) 有形固定資産
 - ①生活インフラ・国土保全
 - ②教育
 - ③福祉
 - ④環境衛生
 - ⑤産業振興
 - ⑥消防
 - (7)総務

有形固定資産合計

- (2) 売却可能資産
- 公共資産合計

2投資等

- (1) 投資及び出資金
- ①投資及び出資金
- ②投資損失引当金 投資及び出資金計
- (2)貸付金
- (3) 基金等
- ①退職手当目的基金
- ②その他特定目的基金
- ③土地開発基金
- ④その他定額運用基金
- ⑤退職手当組合積立金 基金等計
- (4) 長期延滞債権
- (5)回収不能見込み額 投資等合計
- 3 流動資産
 - (1) 現金預金
 - ①財政調整基金
 - ②減債基金
 - ③歳計現金

現金預金計

- (2) 未収金
- ①地方税
- ②その他
- ③回収不能見込額 未収金計

流動資産合計

資 産 合 計

• 有形固定資産

「有形固定資産」には、地方公共団体が住民サービスのために使う資産を計上します。

• 売却可能資産

「売却可能資産」とは遊休資産もしくは売却予定の資産です。今後、台帳整備をしていく中で計上される資産が変動する可能性があります。

計上された売却可能資産は早期処分や利活用が求められます。

・投資及び出資金

「投資及び出資金」には、公社や、公営企業等に対する 出資金を計上します。出資先が債務超過の場合には、資 産価値が下落したとして、減額されます。また、公社の 純資産価額に30%以上の下落が生じた場合は、「投資損 失引当金」へ計上されます。

•貸付金、基金

貸付金及び基金の現在高を計上します。

ただし、返済が遅れている貸付金のうち、現年度の収入 未済分については、流動資産の「未収金」に、過年度以 前の収入未済分については、投資等の「長期延滞債権」 に計上し、「貸付金」から控除します。

·長期延滞債権、回収不能見込額

収入未済額のうち、過年度以前に発生した債権は、「長期延滞債権」に計上されます。できるだけ発生を抑え早期回収が求められます。「回収不能見込額」とは「貸付金」や「長期延滞債権」のうち過去の不納欠損実績等から回収不能と見込まれる金額を計上します。

• 現金預金

流動性の高い基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」を計上します。

・未収金

収入未済額のうち、現年度に発生した債権を計上する。 そのうち、将来回収不能となると見込まれるものは、 「回収不能見込額」に計上します。

計上方法は、「長期延滞債権」の「回収不能見込額」 と同様です。

Ⅱ. 【負債の部】

負債科目は、固定負債と流動負債に分類されています。

貸

方

「負債の部〕

- 1 固定負債
 - (1) 地方債
 - (2) 長期未払金
 - ①物件の購入等
 - ②債務保証または損失補償
 - ③その他

長期未払金

(3) 退職手当引当金

固定負債合計

2 流動負債

- (1) 翌年度償還予定地方債
- (2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)
- (3) 未払金
- (4) 翌年度支払予定退職手当
- (5) 賞与引当金

流動負債合計

負債合計

• 地方債

「地方債」には作成基準日における地方債残高から、 流動負債に計上する「翌年度償還予定額」を控除し た額を計上します。

• 長期未払金

「長期未払金」には物件の購入等にかかる未払金や 損失補償等の履行予定額を計上します。

· 退職手当引当金

「退職手当引当金」には年度末に職員全員が普通退職したと想定し、その退職手当の要支給額が計上されます。算定方法は、職員一人ひとりの引当金の積上方式です。

• 翌年度償還予定地方債

作成基準日における地方債残高のうち、翌年度償還 予定額を計上します。

• 未払金

「未払金」には物件の購入等にかかるものや損失補 償等の履行予定額のうち、支出が翌年度となるもの を計上します。

• 翌年度支払予定退職手当

翌年度に支払う予定の退職手当を計上します。ただし、退職手当組合に加入している自治体はゼロを計上します。

• 賞与引当金

翌年度の 6 月に支払う予定の期末勤勉手当のうち、 4 τ 月(12 月から 3 月まで)分が負担相当額として計上されます。

Ⅲ. 【純資産の部】

純資産の部では、将来に財政負担を残さない純粋な資産が表され、資産の部の合計額から負債の部の合計額を差し引いた値が計上されます。内訳は、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額です。

前年度に比べ減少している分については、有形固定資産と同様に、財源となる国県支出金についても減価償却を行いますが、今年度分の資産形成の財源としての国県支出金より、減価償却された国県支出金の金額が多いことで生じるものです。

「純資産の部]

- 1 公共資産等整備国県補助金等
- 2 公共資産等整備一般財源等
- 3 その他一般財源等
- 4 資産評価差額

純 資 産 合 計

·公共資産等整備国県補助金等

「有形固定資産」を取得する際に財源として 国・県から受けた補助金等(減価償却分を除いた分)を計上します。

• 公共資産等整備一般財源等

「有形固定資産」及び「投資等」に対して投入された財源のうち、地方債や国県補助金等を除いた額を計上します。

• その他一般財源等

「純資産」のうち、上記2項目と「資産評価 差額」を除いたものを計上します。

• 資産評価差額

「売却可能資産」の新規計上、資産の評価替、 寄附等による資産の無償取得などにより、 「純資産」を増減させる場合、その増減額を 計上します。

2. 行政コスト計算書とは

地方公共団体の行政活動は、貸借対照表に表される資産の形成のみでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めています。

つまり、貸借対照表が将来世代も利用できる資産の形成実績を示しているのに対し、 行政コスト計算書は、人的なサービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行 政サービスの活動実績をコストという側面から把握したものです。

I. 【性質別区分】

【経常行政コスト】

	(1) 人件費
1	(2)退職手当引当金繰入等
	(3)賞与引当金繰入額
2	小計
	(1)物件費
	(2)維持補修費
	(3)減価償却費
	小計
	(1) 社会保障給付
	(2)補助金等
3	(3) 他会計等への支出額
	(4) 他団体への公共資産整備補助金等
	小計
	(1) 支払利息
	(2)回収不能見込計上額
4	(3) その他行政コスト
	小計
	経常行政コストa
	(構成比率) ·

【経常収益】

1 使用料・手数料 b				
2 分担金・負担金・寄附金 c				
経 常 収 益 合 計				
(b + c) d				
d/a				

(差引) 純経常行政コスト a-d

・経常行政コスト

1 人にかかるコスト 行政サービスの担い手である職員に要するも ので、人件費、退職手当引当金繰入等、賞与引 当金繰入額を計上します。

2 物にかかるコスト

地方公共団体が最終消費者になっているもので、物件費、維持補修費、減価償却費を計上します。

なお、減価償却費は、貸借対照表に計上された 有形固定資産が、その使用に伴い、毎年少しず つ資産価値を減少させた分であり、その価値を 失った額分をサービスに要したコストと捉え られるため計上されます。

3 移転支出的なコスト

他の主体に移転して効果が出てくるようなもので、社会保障給付、補助金等、他会計等への支出額、他団体への公共資産整備補助金等を計上します。

4 その他のコスト

上記に属さないものであり、支払利息、回収不 能見込計上額、その他行政コストを計上しま す。

• 経常収益

「経常収益」には、施設の利用料など受益者負担額が計上されます。

3. 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部に計上された『公共資産等整備国県補助金等』『公共資産等整備一般財源等』『その他一般財源等』『資産評価差額』の4項目について、当該年度の期首と期末でどのような変動要因があったのかを、フロー形式で確認するものです。

貸借対照表のところで説明したように、純資産は現代以前世代の住民負担額を表しているので、その純資産の当該年度中の変動を表現しているということは、当該年度の住民が負担した額がどれくらいだったのかを表していると言えます。

経常項目		
純経常行政コスト		行政コスト計算書における純経常行政コスト
一般財源	地方税	地方税の当該年度収入額と長期延滞債権及び未収金と
		して新たに貸借対照表に計上した額
	地方交付税	普通交付税及び特別交付税
	その他行政コスト	地方譲与税、各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入の
	充当財源	当該年度の収入額と長期延滞債権及び未収金として新
		たに貸借対照表に計上した額
補助金等受入		国庫支出金及び県支出金
臨時損益	投資損失	投資及び出資金の時価または実質価額が取得価額に比
端时頂盆 		べ 30%以上下落した場合の当該下落額
	公共資産整備への	貸借対照表の公共資産を整備するために充当された財
	財源投入	源の変動額
	貸付金・出資金等への	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の積立等に
	財源投入	充当された財源の変動額
 科目振替	貸付金・出資金等の	投資及び出資金の取得、貸付金の貸付、基金の取り崩し
十十日1次省	回収等による財源増	等による財源の変動額
	減価償却による財源増	減価償却により、公共資産等整備にかかる財源から、そ
		の他一般財源へ振り替わった額
	地方債償還に伴う	地方債元金償還額に負担した一般財源を、その他一般財
	財源振替	源から公共資産等整備一般財源等へ振り替わった額
資産評価替えによる変動額		資産の評価替を行った際の差額や、売却可能資産へ計上
		した額、市場価格のある出資金の時価評価による差額等

4. 資金収支計算書とは

資金収支計算書とは、歳計現金の出入りの情報を性質の異なる 3 つの活動区分(経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部)に分けて表示し、その支出と財源の関係を確認するための財務書類です。

経常的収支の部

人件費

物件費

社会保障給付

補助金等

支払利息

他会計等への事務費等充当財源繰出支出

その他支出

支 出 合 計

地方税

地方交付税

国県補助金等

使用料・手数料

分担金・負担金・寄附金

諸収入

地方債発行額

基金取崩額

その他収入

収入合計

経 常 的 収 支 額

2 公共資産整備収支の部

公共資産整備支出

公共資産整備補助金等支出

他会計等への建設費充当財源繰出支出

支 出 合 計

国県補助金等

地方債発行額

基金取崩額

その他収入

収 入 合 計

公 共 資 産 整 備 収 支 額

3 投資・財務的収支の部

投資及び出資金

貸付金

基金積立額

定額運用基金への繰出支出

他会計等への公債費充当財源繰出支出

地方債償還額

支 出 合 計

国県補助金等

貸付金回収額

基金取崩額

地方債発行額

公共資産等売却収入

その他収入

仅 入 合 計

投 資 ·財 務 的 収 支 額

・経常的収支の部

経常的な行政活動による資金収支が該当します。

具体的には人件費、物件費、社会保障給付、 支払利息、建設物等の維持管理費などの支出 と、地方税、使用料、手数料などの収入が計 上されます。

・公共資産整備収支の部

公共資産整備にかかる支出とその財源の収入が該当します。

支出には、自団体で整備する公共資産整備支出、他団体に補助金を支出して公共資産に充当されたものが計上されます。

「公共資産整備収支の部」の不足額は「経常的収支の部」の黒字額の範囲内に抑えることが望ましいとされます。

・投資・財務的収支の部

出資、基金積立、借入金返済などの支出とその 財源の収入が該当します。

支出には貸付金、基金積立金、他団体に対する出資、地方債の元金償還額、他会計の繰出金や出資金のうち地方債の元金償還に充当されたものが計上されます。

収入には貸付金の返還金や公共資産の売却収 入の他に上記支出の財源となった地方債など が計上されます。